

千歳村と兵事（一）

「一九二〇年代の帝国在郷軍人会札幌支部報『良民』をもとに」

及川琢磨英

千歳市総務部

市史編さん担当編集員

はじめに

兵事関係の行政史料については、軍の焼却命令や市町村合併による散逸をまぬがれ、残存している町村も存在するが、千歳村（町）のものは失われてしまつたようである。千歳村の兵事に関してはこれまで、議会事務報告書や村勢要覧などにより触れられた程度で、解明の余地は大きい。

そこで本稿では、帝国在郷軍人会札幌支部発行の支部報『良民』を素材に、千歳村の兵事に関する基礎的事実を明らかにしていきたい。

『良民』に関しては、功力俊洋氏による史料紹介論文があるので、まずそれに基いて同誌の概要についてみていただきたい。

帝国在郷軍人会札幌支部は、第七師団管下の札幌連隊区に対応しており、札幌市、室蘭市、石狩、空知、浦河、胆振の四支庁を含む。その支部報である『良民』は現在のところ、北海道大学附属図書館において、五六号（一九二一年六月）から三〇四号（一九四一年十一月）、誌名改称後の『皇魂』は、三〇九号（一九四二年四月）から三三二四号（一九四三年七月）の所蔵が確認できる（ただし、五八、一三四、一五三、一五九、一九八、二四三、二七二、三三三二号欠）。管見の限り、これほど長期の範囲が残存している支部報は他に見当たらず、功力氏の言うように、「一部報という限定はあるものの、在郷軍人会の主張と方針を長期に

わたつて系統的に紹介できることは有意義」と考えられる。⁽⁵⁾

『良民』は一九一七年一月十五日、当初、『札幌支部報』として発刊され、同年五月号より『良民』と誌名を改めた。一九二一年二月、五〇号のときには、発行部数を一万部までに伸ばした。八〇号（一九二三年六月）の管内雑誌購読調査によれば、『戦友』五一五部、『我か家』七八〇部、『大正公論』一四部とされており、それらと比較すれば、『良民』がいかに多く購読されていたかわかる。ただし八二号の記事では、代金未納額が二千四百二十円余、部数換算で九万六八〇〇余部に達していたことが判明し、各分会で本当にどれだけ読まれたかについては疑問も残る。

一九二六年一月の調査では、購読部数は一万四三〇〇部に達し、会員数三万八八七一に占める割合は、三六・七八¹となつていて、未納額も一千八百二十一円とやや減少した。全国の支部報のなかでは、発行部数で十二位、会員比で十一位という位置を占めていた（表-1参照）。満州事変期になると誌面を充実してページ数を増やし、発行部数も増加し、一九四一年には三万三〇〇〇部に達した。

一九二〇年代における誌面構成は一般に、①明治天皇御製、②会長・本部理事・支部長などの訓示や会議報告、③軍事・思想・国際問題記事、④管内町村分会活動報告、⑤分会・支部役員人事異動、⑥会員表彰・進級、⑦徵集・召集・点呼・演習など兵事行政上の指示・通牒、⑧農事改良・生活改善・産業・地方行政、⑨管内将校人事異動、⑩海外・他支部の動向紹介、⑪兵営だより、⑫雑感とのようになつていた。

千歳村と兵事の問題をみると、あたつて関係するのは、④、⑤、⑥、⑦である。⁽⁶⁾ それらに現れた千歳村関係の記事をもとに考察する。

では志願に関する千歳村関係の記事はみられないのと、志願については別に譲り、第一章では徵兵、第二章では召集、第三章では在郷軍人会千歳村分会の活動についてみてみたい。

支部名	会員数	発行部数	百分比	価格(錢)	支部名	会員数	発行部数	百分比	価格(錢)
岐 阜	29,029	33,000	114.05	1.5	高 知	40,000	7,550	18.88	3.0
大 分	47,472	41,027	86.42	2.0	大 阪	55,390	9,000	16.24	2.0
敦 賀	31,000	25,700	82.90	1.5	新発田	49,988	9,000	14.60	4.0
津	54,100	38,000	70.24	2.0	鳥 取	30,000	4,600	14.33	4.0
神 戸	40,000	27,300	68.25	1.5	広 島	43,640	6,250	14.32	4.0
姫 路	42,327	25,000	59.06	1.5	山 形	56,786	7,400	13.01	3.0
京 都	75,000	36,500	48.67	2.0	仙 台	47,161	6,000	12.72	5.0
福 島	72,000	35,000	48.33	1.7	佐 倉	34,000	4,000	11.76	5.0
福知山	25,424	10,000	43.27	2.5	山 口	51,551	5,800	11.25	3.0
豊 橋	78,515	30,000	38.52	2.0	和 歌 山	41,349	4,500	10.88	5.0
札 幌	38,871	14,300	36.78	3.0	高 田	39,782	4,200	10.55	3.5
高 崎	45,000	16,300	36.22	3.0	静 岡	49,200	4,945	10.05	5.0
福 岡	38,930	13,500	34.68	3.0	鹿児島	69,638	7,000	10.05	2.5
堺	61,487	20,650	33.58	2.0	秋 田	56,355	5,200	9.22	3.5
徳 島	47,112	15,000	31.84	1.0	松 山	68,410	6,000	8.77	4.0
金 沢	35,100	10,700	30.50	2.0	小 倉	42,252	3,600	8.52	5.0
旭 川	26,016	7,356	28.27	2.5	水 戸	66,300	5,300	7.90	4.0
鯖 江	24,194	6,500	26.25	2.5	函 館	31,319	2,200	7.02	4.0
岡 山	62,610	15,200	24.28	2.0	松 本	72,052	4,500	6.27	5.0
釧 路	19,350	4,500	23.25	2.0	盛 岡	42,543	2,600	6.11	8.0
松 江	29,650	6,700	23.10	2.5	沖 繩	41,141	2,250	5.48	2.5
都 城	31,335	7,000	22.33	4.0	甲 府	84,201	4,530	5.38	2.5
熊 本	64,400	13,500	20.96	3.0	本 郷	95,350	4,500	4.72	20.0
久留米	75,264	15,400	20.45	2.5	青 森	43,153	1,900	4.44	5.0
浜 田	23,339	4,600	19.67	5.0	名 古 屋	63,763	2,600	4.07	2.0
丸 亀	52,843	10,300	19.48	2.0	麻 布	100,000	4,000	4.00	10.0
富 山	55,719	10,600	19.02	3.0	宇都宮	66,050	2,200	3.33	10.0

(注 1) 『良民』111、1926.1による。なお明らかな誤りは訂正した。

(注 2) 福山・大村・奈良は、不明。(注 3) 久留米は月二回、本郷と麻布は隔月発行。

表-1 各支部報発行部数

第一章 徵兵
徵兵令（のち兵役法）は、二十歳となる者（壮丁）に徵兵検査を受けることを義務付けていた。徵兵検査では体格等位（甲乙丙丁戊に分けられる）によって、現役兵（直に入営し二年間服務する）、第一補充兵（一部は三ヶ月入営、「潜メル武力」として在郷軍人会に加わる）、第二補充兵（平時の召集なし、戦時にのみ召集される）、国民兵（戦時の「予備隊」、「国家危急」のときに召集される）となる者を区分した。⁽⁷⁾

千歳村の壮丁はどこで徵兵検査を受けたのだろうか。これは、時期により異なる。北海道全域に徵兵令が施行された当初の一八九八年では、千歳尋常小学校に徵兵署（検査場。毎年決まつた時期に開設される）が設置されており、当然そこで受験したものと考えられる。しかし十年後の一九〇八年の時点では、千歳外三村管内の者は、札幌の中央寺に指定されている。⁽⁸⁾千歳町議会議長などを務めた渡部榮藏は、一八八六年生まれであり、一九〇六年頃に徵兵検査を受けたと思われるが、「岩本利三郎さんと私は同じ年なので、兵隊検査をうけるに、二人で腰に握り飯を布拉下げて札幌までテクつき、検査を受けに行きました」と回想している。⁽⁹⁾さらに時代が下り、一九一九年になると、千歳村が所属する札幌支庁（のちに石狩支庁と改称）管内においては、厚田小学校、江別小学校、札幌支庁の三箇所に徵兵署が設置されたが、千歳村の者は江別小学校で受験した。一九二四年以降には、恵庭小学校にも徵兵署が設置されるようになり、今度は恵庭で受験するようになつた。^(b)なお徵兵署までの旅費は支給された。

徵兵署内については図-1のようであった。^(c)名前を呼ばれた順に（一）の場所で身長・胸囲・体重を測る。次に（二）で視力検査を受け、（三）で眼の検査を受ける。それが終われば、（四）で耳鼻口、関節運動の檢

査を受ける。その後、(五)で胸部、隔障内で陰部・肛門等の検査を受ける。それが終われば、(六)で待機し、呼び出しに応じて、支庁長および市長の前に出て敬礼し、質問に答える。その後、(七)で待機し、同様に連隊区司令官の前で特技や将来などについて試問を受ける。すべてが終われば、控室で別命を待つ。

千歳村の受験人数や結果については、断片的にではあるが判明する。一九二三年・二八年度の徴兵成績については、表-2のとおりである。二三年度においては壮丁総数、すなわち検査該当者は四八名であった。現役兵は一名、補充兵役は一五名であり、徴集人員は総数の半分ほどであつたことがわかる。体格が強壯であつても身長が基準に満たない者や病気中の者、徴集により家族が生活できなくなる者は、徴集延期となつた。詳細は不明であるが、三名が徴集延期に該当している。丙種合格の者などは徴集免除であつたが、一二名が該当している。身体的に兵役に堪えられない者は兵役免除となるが、七名が該当している。中学校以上

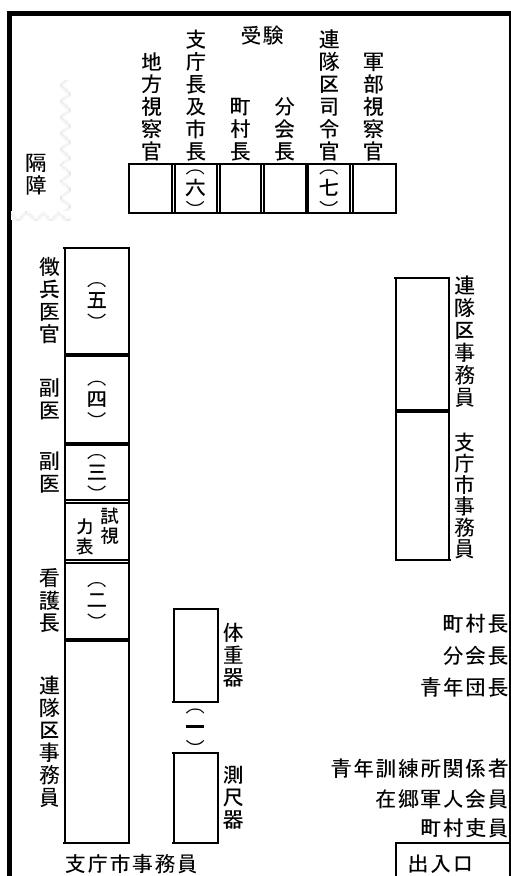


図-1 徴兵署内

【1923】

徴兵

壮丁総数	徴集人員				猶予	延期	徴集免除	兵役免除	計
	現役	補充	要員超過	計					
48	11	15		26		3	12	7	22

現役及在郷軍人

	陸軍				海軍				
	将校	下士	兵卒	計	将校	下士	兵卒	計	
在郷軍人	1	3	103	106				1	1
現役		3	13	16				1	1

【1928】

壮丁受験人員

壮丁総数	徴集延期	検査成績				
		甲	一乙	二乙	丙	丁
本籍	4	36	13	6	9	8
入寄留	-	3	2	-	-	1

徴兵

壮丁総数	徴集人員				猶予	延期	徴集免除	兵役免除	計
	現役	補充	要員超過	計					
50	13	14		27	-	4	17	2	23

(注1) 『千歳村村勢一覧』大正12、昭和3年度による。

(注2) 1928年の壮丁受験人員欄と徴兵欄で壮丁総数が合っていないが、そのまま記載した。

表-2 徴兵成績および現役・在郷軍人人数 (1923・28 千歳村)

に在学の者や外国に留学中の者は徴集猶予となつたが、該当者はいない。当時の石狩支庁における壮丁教育程度は、表-3のとおりであり、中学卒業以上の者は全体のわずか五割^{1/2}であった。二八年度においても徴集人員は壮丁総数の半分ほどであった。延期・免除に関してもほぼ同様の割合であつた。甲種の比率は受験者の四割弱である。

また在郷軍人數が判明する。すなわち軍隊で教育を終えたあと、普通に仕事をし生活しているが、戦時など緊急の時には動員される人員である。現役を終えて予備役、後備役にある者、第一国民兵役にある者（後備役を終えた者および教育を受けた補充兵役終了者）などが、在郷軍人

町村名	受験人	甲種合格	比率	成績	現役兵	免役即日帰郷	比率	成績
札幌	55	17	30.9	乙	15	3	20.0	丙
豊平	105	27	25.7	乙	24	3	12.5	丙
手稲	38	15	39.4	乙	15	2	13.3	丙
篠路	31	13	41.9	甲	10	0		甲
琴似	78	16	20.5	乙	14	0		甲
藻岩	41	16	39.0	乙	14	0		甲
広島	44	16	36.3	乙	11	0		甲
江別	126	42	33.3	乙	41	2	4.8	乙
石狩	78	20	25.6	乙	24	2	8.3	乙
当別	109	38	24.8	乙	36	4	11.1	丙
新篠津	33	13	39.3	乙	11	1	9.0	乙
白石	55	18	32.7	乙	16	1	6.2	乙
厚田	49	11	22.4	乙	16	0		甲
浜益	66	17	25.7	乙	17	2	11.7	丙
恵庭	56	17	30.3	乙	18	1	5.5	丙
千歳	20	4	20.0	乙	6	0		甲
計	984	300	30.4	乙	288	21	7.2	

(注) 『良民』101、1925.3.4頁による。

表-4 徴兵成績調(1924・石狩支庁)

区分	人数	百分比
大学卒業	1	0.1
高校卒業	1	0.1
中学卒業	58	4.7
高小卒業	323	26.2
尋小卒業	667	54.2
尋小中退	160	13.0
不就学	8	0.7
読書可	13	1.0
無学		
計	1,231	-

(注) 『良民』121、1926.11.5頁による。

表-3 牯丁教育程度(1926・石狩支庁)

となつた。一九二三年の時点では陸軍一〇六名、海軍一名の計一〇七名であった。一九二四年度の石狩支庁各市町村別の徴兵成績については、表-4のとおりである。それによると、千歳村の受験者は二〇名、うち甲種合格者は四名、受験者の二割であった。千歳村の甲種合格者の比率は石狩支庁管内で最も低い。現役兵は六名とある。甲種四名のほかにおそらく第一乙種の者が二名加わったと思われる(甲種の者が籤により現役にならなかつた可能性もある)。また実際に入営となつた段階の検査で、免役即日帰郷となつた者は出でていな。

第二章 召集

(1) 簡閱点呼

平時の召集には、簡閱点呼、演習召集などがあつた。簡閱点呼とは、予備役後備役下

士官兵や補充兵などを召集して、「敬礼服装姿勢態度及健康状態等」を検査するものである。例え、一九二五年度における簡閱点呼に該当する者は表-5のとおりであつた。簡閱点呼は、

次のような要領で実施された。^(d)

士官兵や補充兵などを召集して、「敬礼服装姿勢態度及健康状態等」を検査するものである。例え、一九二五年度における簡閱点呼に該当する者は表-5のとおりであつた。簡閱点呼は、

点呼執行官は附属下士及都市区町村長を伴ひ参会者を一名づゝ順次点検する參

会者は執行官自己の面前に到りたると

き二歩前進して敬礼し自己の役種官等級氏名(未教育者に在りては役種兵種氏名)を唱へ再び敬礼し執行官自己の

面前を去りたる後助手の許に到り軍隊手帳(未教育者に在りては補充兵証書)を差出し点呼済の捺印を受けたる後之を受領し他の指定位置に到る此の間附

属下士は本人の唱へし役種官等級氏名と点呼名簿と照合す執行官は参会者の

面前に到りたるときは各人に就き敬礼

服装姿勢態度及健康状態等を觀察し真摯を欠く者又は注意を要すへき者には餘に其謬見不心得の点を認め之に訓誨矯正を加ふ

種別	該当年次	摘要
志願ニ依ル下士	3 5 7 9 11 年任官者	戦時又ハ召集中ノ任官等
志願ニ依ラサル下士		
予後備役兵卒	3 5 7 9 11 年徵集者	在営三月以上ナルモ第一期未了ニシテ補充兵役ニ入りタル者ヲ含ム
既教育補充兵		
一年志願兵出身下士兵卒	3 5 7 9 11 年入営者	
四月入営一志出身下士兵卒	10 12 年入営者	
未入営補充兵	10 11 12 13 年入営者	在営三月末満ニシテ補充兵役ニ編入セラレタル者ヲ含ム

(注) 『良民』97、1924.11.15頁表。

表-5 簡閱点呼參会該当年次表(1925)

簡閱点呼は、徴兵検査と違い、各市町村を会場として実施されている。例えば、一九二二年度における札幌連隊区の簡閱点呼は、札幌市府にお

いっては、八月一日、円山小学校を会場とする藻岩村から始まり、順に実施されていく。千歳村近隣では、江別町十七・十八日、広島村十九日、

惠庭村二十日、そして千歳村は二十一日に実施された。^(e) 一九二〇年代の千歳村では毎年、千歳小学校で行われている。

なお『良民』編纂主任の原少佐は、一九二一年度簡閱点呼の雑感として、「概して良好であると謂ひ得る」としつつも、「尚不充分と思ふ点」として、「点呼令状を交付し得ない者が少くないこと」、所在が明らかではない者がいること、「無届不参者も亦寡くない」ことを指摘している。また服装については、「概して質朴であると思ふ併し都會地在住者には華美なるものが少なくない」。「在郷軍人としては出来得る丈け質素にありたいと思ふ特に全員軍服を着用せらるゝは此上のことはないと思ふ地方にありては軍服を著するを却て嫌はるゝ風があると思ふ若し斯くありとせば大なる誤解である」としている。

一九二一年度の簡閱点呼の際に「在隊中成績良好なり」として表彰された者が、『良民』第六〇号に列挙されているが、千歳村からは歩兵二等兵・市村政五郎が表彰された。

一九二四年二月、札幌支部長は、簡閱点呼事故者に関する、「所在不明無届不参加の非常に多きは誠に憂ふべき現象で両者共に在郷軍人の責務を完全に果たすと云ふ積極的精神の乏しき者なるか大体に於て服務上の手続を完全に履行せないことに基くのである就ては該当者は勿論各分会分に於ては町村役場と協力して此等の事故者を出さぬ様注意を望む次第である」と述べている。一九二三年度、石狩支庁において事故者の割合が高いのは、浜益村（一二四名中一四名）、篠路村（五七名中六名）、琴似村（一四九名中一六名）であった。千歳村（令状交付六九名）は、

藻岩村（同六七名）、広島村（同一一三名）、惠庭村（同一二九名）と

ともに、事故者はゼロであつた。^(g)

（2）勤務演習

勤務演習とは、予備役・後備役にある者等を復習のため、数週間、軍隊に召集するものである。歩兵では、予備役編入から二年後および四年後に、後備役編入から二年後、五年後に召集がある。

吉田裕氏は、軍隊の民衆的基盤の問題に関して、社会的上昇の通路として機能した上等兵への進級願望を指摘している。^(h) また原田敬一氏も、進級に関する規程や小説などから除隊兵の「誇り」となった上等兵進級に関して分析している。⁽ⁱ⁾

これらに補足すべきことは、上等兵への進級が現役の際だけではなく、除隊後、予備役・後備役になつてからの勤務演習の際にもその機会が設けられていたことである。^(j)

帝国在郷軍人会若松支部『会報』には、質疑回答欄が掲載されており、在郷軍人である読者から勤務演習の召集年度を尋ねる質問が多く寄せられている。また同『会報』第四二号（一九二一年五月）の質疑回答欄には、次のような質問が掲載されている。

私は現役志願をして入隊した者であります上等兵にもなれず善行証書も貰はず残念で堪まりませぬ今年の勤務演習には是非上等兵になり度いと思ひますが出来ましようか

また一九三六年、航空兵団參謀長は、ある航空兵一等兵が勤務演習後、以下のような「不穩當な書面」を連隊長に送付したとして、陸軍次官に報告している。^(k)

：在當中人の話に依れば推薦状の来る人は事故がなければ進級する由承りました

私は如何なる原因で進級しなかつたのでせうか今更斯の様に申しますのも変に思いますが私は進級したくて申すのではあります（^{（m）}）折角町長が（引用者注—推薦状を）出して下さつたのに何んの効果がないなら其處に何かの原因がある事と思はねばなりません勿論町の人から思はれ私は世間の人に対し会はす顔がありません

現役中に上等兵になれなかつた者でも、勤務演習召集の際に挽回の機会が設けられていたのであり、進級は在郷軍人の重大な関心事項であったのである。

表-6 勤務演習進級者（千歳村）

応召	氏名	進級階級	出典（良民号数）
1921.7.1	谷口三郎	一等卒	59
1921.7.23	広重壽吉	一等卒	〃
1921	安達大蔵	歩兵軍曹	60
1927	橋本一二	下士適任証書	131
〃	細川孫作	輜重兵伍長	〃
1928	猪飼磯三郎	歩兵上等兵	146
〃	平沖福松	歩兵一等卒	147
1929	濱田房吉	歩兵上等兵	158

（注）1922～26年は、進級者の住所が判明しないため不明。

進級者の決定には、「隊の成績」だけではなく、「在郷間の成績」が関係し、「良民たるの実を挙げて居るか何うか」も基準となつた。市町村長による成績調書には、「志操、品行、体格、家政家計、家庭の状況、職業、在郷間の状態、軍人分会員としての状況、地方の風評、其の他本人の進級のため有利と認めたる事績」が記載された。^{（n）}

表-6は、千歳村の勤務演習進級者を示すものである。上等兵だけではなく、一等卒への進級なども誌面に掲載された。

上等兵に進級した者の割合は、どれくらいであったのだろうか。一九二〇年頃の若松連隊区では、「召集兵約千百名の中之の恩典に浴して上等兵に進級せしもの各兵科を通して約三十名であります」とのようになづか三割程度であつたことがわかる。先述の航空兵は町長の推薦状があるのに進級されないことを不服としたが、若松連隊区司令官は、郡市長連合分会长合同会議の席上で、「応召者を進級せしむるには本人の召集間の成績と在郷間の成績とを斟酌して決定するのでありますから縦へ市町村長よりの上申があつても悉く採用せらるゝ訳には参りません」と述べている。^{（n）}

第三章 在郷軍人会千歳村分会の活動

一九一〇年、陸軍の指導の下に各地の在郷軍人団体を統合した全国組織である帝国在郷軍人会が設立された。一九一四年には海軍の在郷団体も同会に吸收される。支部の下、各市町村には、分会が設置された。表-7は、一九二六年頃の札幌市および石狩支厅における各分会の規模、『良民』購読状況を示すものである。

千歳村分会は、一九一一年三月に創立された。一九一九年現在で、会員数は一三一名、役員二名、年額経費は二百三十円であった。^{（o）}会員数は、一九二六年には表-7のとおり、一七〇名にまで伸びている。
千歳村の分会長および分会副長については表-8、札幌支部管内のそれらの分布は表-9に示すとおりである。分会長、副長ともに身分については後備役が、兵種は歩兵、階級は上等兵が最も多い。中・少尉は上等兵に次ぐが、地域有力者の子弟で一年志願兵経由で将校になつた者と推測される。^{（g）}千歳村では、会長・副長に上等兵（細川は勤務演習で伍長に進級）が就任している。

在郷軍人会本部発行の『戦友』については、義務購読がなされたが、代金未納となつてある分会も多かつた。札幌支部管内では、一九二一年三月号までの時点では、九十一の分会が未納となつていて、千歳村は、一九一五年一月号より未納であり、浦河郡荻伏村の一九一二年一月号に次いで未納期間が長い分会の一つであつた。結局、一九二三年四月限りで『戦友』の義務購読は廃止され、前金で払い込みがない分の発送が停止された。

千歳村分会の購読部数は、一六〇とある。しかしこれでは会員一人一部ほどの購読となると推定され、誤記ではないかと思われる。表-7にある千歳村分会の購読部数は、(t)一六〇である。(s)しかしこれでは会員一人一部あたる)。また未納分はなく、前納していたことがわかる。

表-7 在郷軍人分会良民購読部数(札幌市・石狩支庁)

分会名	正会員数	購読部数	未納額
札幌市	5,748	432	166.13
苗穂工場	365	130	9.30
豊平町	608	120	3.60
江別町	623	490	102.48
江別工場	225	29	前納
藻岩村	123	84	前納
白石村	256	260	190
広島村	103	200	72.90
札幌村	250	235	0
琴似村	286	28	8.87
手稲村	182	165	9.16
篠路村	116	140	58.80
石狩町	640	70	111.31
当別村	588	500	45.00
新篠津村	115	120	0
浜益村	145	140	88.20
厚田村	179	100	3.00
千歳村	170	35	前納
恵庭村	270	43	前納

(注1) 『良民』113、1926.3、7頁による。

(注2) 正会員数は1925.3、購読部数は1926.1現在。

表-8 分会長・分会副長(千歳村)

	分会長	分会副長	出典(良民号数)
1923.10	鈴木恭次郎	後備歩兵上等兵	84
1924.10	細川孫作	-	96
1929.4.1	細川孫作	後備輪重兵伍長	152

【行啓警備】 一九二三年七月、皇太子の北海道行啓が行われ、二十二日午後二時十五分より三時五十分まで支笏湖に滞在した。その際、分会员による送迎がなされ、また苫小牧一・支笏湖間の警備は、苫小牧町と千歳村(?)によるものである。

大正末頃には分会の活動は一般に、「思想善導」、「勤儉貯蓄」、「尚武心の向上」の三つに集約されていった。『良民』には分会報欄があり、ほぼ毎月のように活動状況が掲載されている分会がある一方で、そうではない分会も多かつた。千歳村分会は後者にあたるが、以下、少ないながらも記事に現れた千歳村分会の活動についてみていくたい。

<分会長>						
身分	兵種		階級			
予備役	16	歩兵	76	大佐	1	特務曹長
後備役	60	騎兵	0	中佐	1	曹長
補充兵役	1	砲兵	13	少佐	5	軍曹
退役	22	工兵	9	大尉	3	伍長
元	22	輪重兵	5	中尉	16	上等兵
		憲兵	1	少尉	22	一等卒
		主計・計手	4			二等卒
		軍医・看護	9			
		獣医	4			

<分会副長>						
身分	兵種		階級			
予備役	37	歩兵	127	大佐	0	特務曹長
後備役	135	騎兵	10	中佐	1	曹長
補充兵役	1	砲兵	21	少佐	0	軍曹
退役	9	工兵	16	大尉	2	伍長
元	22	輪重兵	7	中尉	5	上等兵
		憲兵	0	少尉	32	一等卒
		主計・計手	3			二等卒
		軍医・看護	12			輪重輸卒
		獣医	5			
		薬官	1			
		海軍	2			

(注1) 「分会名簿」『良民』152、1929.6より作成。

(注2) 中尉には、二等主計、二等軍医、二等獣医、少尉には三等主計、三等軍医、三等薬官、三等獣医、特務曹長には上等計手、上等看護長、上等蹄鉄工長、三等看護長、一等兵曹、軍曹には二等計手、伍長には三等蹄鉄工長、三等看護長、三等蹄鉄工長、上等兵には上等看護卒、二等卒には二等看護卒、二等兵には一等看護卒を含む。

(注3) 連合分会を含む。

(注4) 厚田村の分会長、穂別村の分会副長は欠員。

表-9 分会長・分会副長(札幌支部・1929)

歳村の分会で分担して実施された。「御警備勤務要綱」には、

学校児童約二〇〇名が見学し、「精神作興の詔書捧読」、講演が行われた（九四号、一一頁）。

一、公衆中より又は物蔭等より駆出し御列に接近せんとする者の発見阻止

二、御通過に際し不敬に涉る言動を為す者の有無に注意並之か制止

三、御召列車の運行に危害を加へ又は投石其他不逞行為を為さんとする者の検索並阻止

とあつた（六九号、六九頁）。

【義捐金】 一九二三九月一日に発生した関東大震災の義捐金として、

千歳村分会は十四円四十銭^(w)を出してゐる。ちなみに江別町では五十円、惠庭村は十五円、苫小牧町は二百七十一円三十銭であつた（八六号、一三頁）。二四年三月二十五日調で、全国各支部・分会からの義捐金は、二〇万八〇〇〇円に上つた。^(x)

歳村分会では、

一、奉公貯金ヲ実行シタル会員五十九名其貯金額拾八円五十銭

二、保険新加入者六人保険金額九百六十八円払込保険料四円

三、道路修繕、砂利敷運搬凹地手入奉仕会員七十六名馬車同伴者十八名

とのような実施状況であつた（九九号、五頁）。

【詔書奉読式・国民精神作興動員】 一九二三年十一月十日、関東大震

災を契機とし、思想・規律の強化、勤儉、階級協調など国民道徳の振興を説く「国民精神作興に関する詔書」が出された。翌二四年、「一月二十六日午前十時千歳村小学校に於て遙拝式を行ひ引続き詔書奉読式」が「挙行」された（九〇号、一七頁）。

同年七月七日、恵庭、千歳、広島三か村の在郷軍人分会員が召集され、恵庭小学校に集合した（それぞれ二五二、一五六、九四名、計五〇二名参会）。「農村在郷軍人の如何に軍人精神に溢れ義務心に富み眞に国民の信頼に副へ得ると云ふ感を抱かせた」という。札幌連隊区司令官、石狩支庁長代理、三か村の村長などのほか、恵庭村青年団員二四〇名、小

会員練習用として払下けする小銃は確実に保管し各分会は出納簿を備付け

【勤儉貯蓄】 一九二四年十一月十日、「詔書煥発記念日」に際して全国一斉に第一回勤儉週間が実施された。「本道の成績は全国中最優秀であつたと云ふことであるが之れは道民一般が内地人より純朴であり又眞面目であつた計りでなく堅実なる分会員の率先活動が大に与つて力のあつたことを明言して憚らぬのである」と、『良民』編集者は自負する。^(y) 千

出納及現況を明にし置かるゝこと猶ほ左の事は充分注意せられたし

1、一朝有事の際は兵器の総予備たり得べき性能を有する者なるを以て絶対に他に転売することなきこと

2、払下を受けたる三十年式三八式又は四四式小銃にして衰損等のため使用に堪へさるもの生したる時は兵器本廠に申出て協議すること

3、爾今小銃払下出願のときは願書に前に払下を受けたる小銃の種類数量年

月及払下を受けたる官庁並其現況を附記すること

一九二五年七月二十一日、恵庭、広島、千歳村分会連合武術会が実施されているが（前年の作興動員の際も開催）、これは郡司氏の言う「擊劍会」であろうか。なお優勝は恵庭村分会であった（一〇七号、六頁）。

二六年九月二十一日には、「新設射撃場」で発会式ならびに射撃会が挙行された。この射撃場は千歳村にあつたのだろうか。札幌連隊区副官、村長が臨席し、青年団、青年訓練生徒などが参会、「盛会裡」に終了したという。距離は、既教育三〇〇メートル、未教育二〇〇メートル、各五発、姿勢は伏射であった（一二一号、一八頁）。千歳村分会員の射撃の技能は、上々であつたようで、一九二四年、歩兵第二五連隊における「召集兵の射撃」（「距離 300 発射弾 5 標的 滅画的 満点 25 点」）での成績は、總点一八一、人員八、一人平均二三・二で、一人平均は石狩支庁トップであった（九六号、九頁）。

【建碑醵金】 一九二五年十月三十日、帝国在郷軍人会全国大会において、「八百有余名」が桃山御陵に参拝し、神誓式が挙行されたが、その際「全國會員ニ代リテ會長ノ奉奏シタル誓詞ヲ永遠ニ記念スヘ」と、御陵境内に記念碑を建設することが発議された。建設費および維持費は会員の醵出金によることとなり、醵出金は一人につき三錢が標準とされた。^(B) 二七年三月二十日調で、千歳村分会は、四円五十錢を送金している（一二六号、一三頁）。近隣の町村をみると、江別町十二円、広島村五円四十錢、恵庭村五円三十五錢、苦小牧町十三円三十八錢の醵出であった。

【青年訓練】

青年訓練所とは、十六歳から二十歳の勤労青少年を対象とした四年間の軍事訓練ならびに社会教育機関である。^(C) 一九二六年四月、青年訓練所令（勅令第七〇号）が公布され、全国市町村に公・私立として創設された。

一九二六年の文部省の視察によると、「在郷軍人会ハ概シテ熱誠ニ訓練所ヲ援助シ往々出席ノ獎励等ニ就キ進シテ協力シ頗ル喜フヘキ実情ニアリ」という。^(D) 訓練所指導員に嘱託された在郷軍人も多い。二九年度調では、職員总数九万八八五名のうち、在郷軍人は三万七五六九名（四〇・八%）であった。階級別にみると、兵卒が五九%と最も多くを占める。下士は二〇%，将校および准士官は一七%であった（一七〇号、一四頁）。北海道の公立青年訓練所（二八年一月末現在）においては、指導員四一七四名のうち、学校教員二〇四七名、在郷軍人一九六九名が占めた。^(E)

教科は、修身および公民（百時間）・教練（四百時間）・普通学科（二百時間）・職業科（百時間）があつたが、青年訓練は「思想善導」の場であることが強調された。第七師管連合支部長・久木村十郎次は、青年訓練所の目的を、「①普選選挙実施を前にして、青年に『忠孝』『義勇奉公』の觀念をもたせ善良な公民としての資質を涵養する、②心身を鍛

鍊し、青年の能率増進をはかつて健全な国民

を養成する、③団体的訓練によつて非常時にそなえる、④結果的に国防に寄与するが、兵役年限短縮のための軍事教練ではない」と述べた。^(F)

表-10 のように、千歳村では、千歳・長都・剣淵・幌加の四か所に訓練所が設置されている。各地の小学校・高等小学校に併置された。指導員には学校教員、教練指導員には在郷軍人が就いたものと思われる。一九二七年度には千歳村全体で一一七名が入所、修了者二一名、退所者一一名を出している。

以上、断片的な史料から前述の三事業のほかに、行啓警備や義捐金釀出、建碑釀金が実施されていたことが確認できたが、分会の活動の全容についてはまだ解明の余地がある。

(2) 帝国在郷軍人会支部・分会に関する研究には、鈴木正幸「日露戦後の農村問題の展開」『歴史学研究』別冊特集、一九七四年十二月、「特集 日本軍國主義の組織的基盤 在郷軍人会と青年団」『季刊現代史』九、一九七八年、芳井研一「在郷軍人会の成立と地域社会—新潟県下の動向を通してー」『新潟史学』一九、一九八六年、君島和彦「在郷軍人会分会の成立と展開ー一九一〇年前後の埼玉県松井村分会の事例ー」『東京学芸大学紀要 第3部門』三九、一九八七年十二月、猪巻恵「在郷軍人会の地域社会における確立過程について—若松支部資料を事例として』『現代社会文化研究』三一、二〇〇四年十一月、高木明博「帝国在郷軍人会秋田支部について」『秋大史学』五〇、二〇〇四年十一月、重岡伸泰「帝国在郷軍人会支部報にみる支部と分会—篠山支部を例としてー」(部会報告)『日本史研究』五二五、二〇〇六年五月などがある。

(3) 功力俊洋「資料紹介 帝国在郷軍人会札幌支部報『良民』」『鹿児島大学社会科学雑誌』一一、一九八八年九月。

(4) 連隊区はおおよそ府県の範囲に対応している。北海道の場合は、旭川、釧路、札幌、函館の四つの連隊区に分かれること。

(5) 在郷軍人会関係の雑誌としては、本部発行の『戦友』、評論誌『大正公論』、家庭誌『我か家』があり、支部レベルでは、『飯田支部報』、『松本支部報』、『宇都宮支部報』が部分的に発掘されている。功力論文、三七〇三八頁。このほか原田敬一氏は京都支部『桃陵』、高崎支部『上毛士風』の存在を確認したという。原田敬一『国民軍の神話』吉川弘文館、二〇〇一年、九頁。重岡氏は、『篠山支部報』を考察している。重岡・前掲論文。また陸上自衛隊第七師団史料館には、『旭川支部報』(再刊第一号、一九四四年二月)が所蔵されている。筆者は、若松支部『会報』(第一五〇六八号・一九一九年一月～二三年七月)、『盛岡支部報』(第三十六号・一九二二年十二月)、『水

註

- (1) 兵事史料の残存と自治体史における活用については、山本和重「自治体史編纂と軍事史研究」『季刊戦争責任研究』四五、二〇〇四年九月、同「東山村(町)兵事関係書類について」『東村山市史研究』一五、二〇〇六年三月、別表1、丑木幸男「兵事史料の形成と焼却」『歴史評論』六八九、二〇〇七年九月参照。

併置場所	職員			生徒		
	主事	指導員	教練指導員	入所者	修了者	退所
千歳訓練所	千歳尋高校	1	2	2	20	5
長都訓練所	長都尋校	1	0	2	17	6
剣淵訓練所	剣淵尋高校	1	3	2	41	6
幌加訓練所	幌加尋校	1	1	2	39	4
計		4	6	8	117	21
						11

(注) 『千歳村勢一覧』昭和3年による。

表-10 青年訓練所職員生徒数 (千歳村・1927)

戸支部報』（第一〇九～一三二号・一九一五年十月～二八年三月）・『大阪

支部報』（第二三四号・一九三九年六月一日）を収集している。

(6) なお功力論文では、②と③を中心に一九二〇年代の記事を紹介している。

(7) 「昭和四年徵兵検査ノ際壮丁ニ与フル訓示」『良民』一五〇、一九二九年四月。

(8) 「北海道庁札幌支庁告示第十一号」『北海道毎日新聞』明治三十一年四月十日。

(9) 「北海道庁札幌支庁告示第十号」明治四十一年二月二十八日、『北海タイムス』同日付。

(10) 渡部栄蔵「千歳郷土史」『市史編さん資料』昭和四十五年、千歳市役所市史編さん担当所蔵（N.O. 64）。

(11) 「北海道庁札幌支庁告示第五号」大正八年三月十四日、『北海タイムス』大正八年三月十四日付、告示第五号「徵兵書開設日割ノ件」大正十三年三月一日、『同』大正十三年三月三日。

(12) 札幌連隊区司令官・矢田敬雄「検査ニ際シ壮丁ニ与フル注意」『良民』一五〇、一九二九年四月による。なお室蘭市、石狩、胆振、浦河の各支庁では、副医官が一名のため、(三)と(四)を合わせて行つたという。

(13) 「簡閱点呼執行方法の改正」『良民』五七、一九二一年七月、七頁。

(14) 『良民』五六、一九二一年六月、八頁。なお一九二二年度は、軍縮政策のため中止となり、かわりに在郷軍人分会総会が実施された。「分会総会に就て」『良民』七三、一九二二年十一月。

(15) 原少佐「簡閱点呼雜感」『良民』六〇、一九二一年十月。

(16) 支部長「簡閱点呼に於ける事故者に就き」『良民』八八、一九二四年二月、六九七頁。

(17) 吉田裕『日本の軍隊』岩波書店、一〇〇一年、八二～八七頁。

(18) 原田敬一『国民軍の神話』吉川弘文館、二〇〇一年、七〇～九七頁。

(19) 勤務演習召集者に進級の道が開かれたのは、一九二〇年五月、「陸軍兵卒進級規則」改正によつてであつた。大正九年陸達第三一号、第九条ノ一、『法令全書』大正九年。

(20) 「勤務演習召集者進級ニ関スル不穩書ノ件通牒」航空兵団參謀長より陸軍次官宛、昭和十一年九月七日、『昭和十一年密大日記』第二冊、アジア歴史資料センター、ref.C01004164300。

(21) 平石理事「勤務演習応召者の進級上申の手続に就て」帝国在郷軍人会若松支部『会報』三七、一九二〇年十一月。一九二七年「陸軍兵卒進級規則」改正では、「現役及在郷中ノ成績ヲモ顧慮シ」との文言が明記された。昭和二年陸達第三〇号、第一二条、『法令全書』昭和二年。

(22) 「司令官の希望及注意事項」『会報』大正九年特号、一九二〇年十二月。(23) 註(22)に同じ。

(24) 『千歳村勢一班』大正八年七月。

(25) 鈴木氏は、埼玉県入間郡高階村、名細村を事例に、分会は「自作下層・自小作層」の下士官以下の幹部によつて運営されたとしている。鈴木・前掲論文、一五四頁。

(26) 「総合研究 在郷軍人会史論」『季刊現代史』九、一九七八年、第一章、一七八頁。

(27) 「大正十年三月号迄に於ける義務購読戦友代金未払分調会」『良民』五九、一九二一年九月。

(28) 「戦友の義務購読の廃止」『良民』六七、一九二二年五月。

(29) 「札幌支部機関雑誌良民講読部数調査」大正十三年二月一日調、『良民』八九、一九二四年三月、一〇頁。

(30) 前掲「総合研究 在郷軍人会史論」第五章、三一八～三一九頁。

(31) 重岡氏は、大阪府中河内郡龍華村分会の一九一六年から一八年度の活動に關して、分会行事の支部報への掲載率は約四割であったとしている。重岡・前掲論文、八八頁。

(32) 『良民』八五、一九二三年十一月、一三頁では、四十四円四十銭とあるが、誤記であると思われる。

(33) 前掲「総合研究 在郷軍人会史論」第四章、二八五頁。

(34) 「第一回勤儉週間の跡を顧みて」『良民』一〇〇、一九二五年二月、三頁。

(35) 郡司淳「軍人の政治化」大濱徹也編『国民国家の構図』雄山閣出版、一九九年、一八九頁。

(36) 一八頁。一九三〇年度における銃実包払下価格は、三八式銃実包は一〇〇に付、四円六十五銭、同空包は二円八十銭であった。「小銃実包類払下価格に就而」『良民』一六三、一九三〇年五月、一八頁。

(37) 『良民』一一四、一九二六年四月、三五頁。

(38) 以下、『角川日本史辞典』参照。中等以上の学校に在学している者に対しては、一九二五年度より学校教練が実施された。

(39) 文部省「青年訓練所ノ情況一班」(徵募課「青年訓練二関スル件」)『大日記甲輯』大正十五年、ref:CO2031285600)。

(40) 文部省普通学務局「青年訓練二関スル調査」昭和三年八月(徵募課「青年訓練所概況調査ノ件」)『大日記甲輯』昭和五年、ref:CO1001170300)

(41) 功力・前掲論文、五〇頁。